

空き家バンク物件を改修した場合の
補助制度もあります!

長野市



移住者空き家改修等補助制度

市内の空き家を有効活用し、市内への移住・定住の促進と地域を活性化することを目的に、長野市や地域で運営する空き家バンクに登録された物件の改修費用、家財道具等処分費用の一部を補助します。

◇対象となる物件

長野市空き家バンク、又は地域(住民自治協議会等)で運営する空き家バンクに登録されている物件

◇申請できる方

- 本市への移住者で、次のいずれかに該当する方(20歳以上65歳未満)
 - 現在長野県外に居住し、かつ、申請日以前3年間長野県内に居住したことがない方
 - 現在本市に居住している方で、下記の(ア)、(イ)を全て満たす方
 - 本市に転入した日以前3年間長野県内に居住したことがない
 - 転入日から申請日までが5年以内
- ①の方と賃貸借契約をした空き家所有者

◇補助内容

- 市内事業者が行う空き家改修に係る費用の2/3を補助
【補助上限額】市街化区域 50万円 その他の区域 100万円
※上記①の申請者に中学生以下の子供がいる場合は、1人につき10万円を補助上限額に加算(最大30万円)
- 対象物件の居住に支障をきたす既存荷物の整理、運搬に要する費用の10/10を補助
【補助上限額】市内全域10万円

◇補助の対象となる改修工事

浴室、トイレ、台所、壁、屋根等の改修、畳、ふすま、サッシ等の交換、その他建築設備の新設・改修 など

- ※ただし、次のような工事は**対象になりません**。
 - 外構設備(門、車庫、物置、カーポート等)の工事
 - 申請者が直接行う工事
 - エアコン、ガスコンロ、照明など、住宅設備機器の設置工事
 - カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
 - 電話、インターネット等の配線工事
 - 他の補助対象となった改修工事

※補助の対象となるかどうか不明の場合はお問合せください。

事業の流れ

事業者の見積

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

実績報告書の提出

審査

補助金の交付

※改修工事は必ず
交付決定後に着手
してください。
着手後の事後申請は
できません。



お問合せ

長野市企画政策部 人口増推進課 移住・定住相談デスク



電話 026-224-7721



FAX 026-224-5103



メール iju@city.nagano.lg.jp

